

ヒアリング項目：働き方改革（テレワーク）**担当府省：総務省**

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

4. 暮らしの質の向上のための取組**（3）豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組**

- ・ 働き方改革の契機となる夏的生活スタイル変革、家族との共食（食育）の推進、街なか居住等の推進、テレワークの導入促進その他の豊かでゆとりある生活を実現する施策を推進する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍**1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革****（3）場所の制約を受けない多様な働き方の推進**

- ① ICT 技術を活用したテレワーク等により、官民共にこれまで以上に柔軟で多様な働き方の促進を図る。サテライトオフィスの整備の拡大や昨年度までに行ったテレワークモデルの実証結果を踏まえた、テレワークモデルの構築及びその成果の普及等を通じテレワークを導入する企業を支援するとともに、地方創生の観点も踏まえ、中山間地域や地方都市などの企業等への専門家派遣の積極的な実施や気運醸成に向けたフォーラムの全国展開を図る。（後略）

ヒアリング項目：働き方改革（テレワーク）

担当府省：総務省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
 - 1 長時間労働の削減等の働き方改革
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 - 1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
 - イ ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	ふるさとテレワーク推進事業	「ふるさとテレワーク推進事業」 720,965 （28年度当初予算） ＋ 「地域情報化の推進（本省）」 117,999の内数
2016	ふるさとテレワーク推進事業（地域情報化アドバイザー派遣事業を含む）	「ふるさとテレワーク推進事業」 629,848 （29年度予算） ＋ 「地域情報化の推進（本省）」 96,531の内数

○「第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制 度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
182	4-(3)-オ ＊	総務省	ふるさとテレワーク推進事業	安倍政権下の成長戦略において「女性の活躍推進」が大きな柱として挙げられている中、テレワークは場所の制約を受けることのない柔軟な働き方を可能とすることで、女性の仕事と育児・介護の両立などワーク・ライフ・バランスを実現するものであり、その積極的な活用が期待されている。 本施策では、地方創生に資する新たなテレワーク（ふるさとテレワーク）を推進するとともに、有識者を活用した人的サポートや、セミナー開催、女性のライフステージ（出産、育児）等に応じた柔軟な働き方に資する導入手順書の策定等を通じて、テレワークの全国での普及を促進し、企業における生産性の向上、就業者におけるワーク・ライフ・バランスの確立などを実現する。	テレワーク導入を検討する企業等への専門家派遣（平成26年度40社、平成27年度130社予定）を行うとともに、全国でセミナー（平成26年度5箇所、平成27年度3箇所）を開催。また、厚生労働省と連携してテレワーク普及に向けたモデル構築のための実証を実施。これらの施策に加え、テレワーク関連情報を収集し、普及促進に向けたデータベースの構築等を予定。 地方創生に資する新たなテレワーク（ふるさとテレワーク）として、平成27年度（平成26年度補正予算）は全国15地域で実証を実施しており、平成28年度は全国展開に向けて、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対し、導入経費の支援を予定。	「ICTを活用した新たなワークスタイルの実現」 150,000	－	「ふるさとテレワーク推進事業」 720,965 ＋ 「地域情報化の推進（本省）」 117,999 の内数	－	6 （ふるさとテレワーク推進事業（地域情報化アドバイザー派遣事業を含む））

（注1）『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について」（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

（注2）「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。
なお、＊を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『4. 暮らしの質の向上のための取組』について」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ）の記載箇所を示す。

（注3）『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について」（平成28年1月）における記載内容である。

（注4）『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
6	I 1 (3) ①	総務省	ふるさとテレワーク推進事業 (地域情報化アドバイザー派遣事業を含む)	「世界最先端 I T 国家創造宣言」(平成 2 8 年 5 月 2 0 日閣議決定)において「テレワークによるワークライフバランスの推進、業務効率化、生産性向上、地方創生等の観点から、関係府省庁においてテレワーク導入の課題を共有し、課題解決に資するよう各種テレワーク推進施策の連携を図りつつ効果的な措置を検討」するとされており、「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 6」(平成 2 8 年 6 月 2 日閣議決定)、「日本再興戦略 2 0 1 6」(平成 2 8 年 6 月 2 日閣議決定)及び「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 2 8 年 6 月 2 日閣議決定)等の政府方針において、テレワークの推進が挙げられていることから、テレワークの導入促進を行う。	人や仕事の地方への流れを促進するふるさとテレワークの全国への拡大・定着を図るため、引き続き、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助を行うと同時に、共通基盤の拡充等を通じてふるさとテレワークの更なる普及促進を行う。 また、一億総活躍社会の実現に向けて、I C Tを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報のほか、セキュリティガイドラインの更新、専門家派遣など、企業等におけるテレワークの導入支援を行う。	「ふるさとテレワーク推進事業」 720,965 + 「地域情報化の推進(本省)」 117,999 の内数	—	「ふるさとテレワーク推進事業」 629,848 + 「地域情報化の推進(本省)」 96,531 の内数	▲91,117	—

(注 1) 「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注 2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注 3) 「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」(平成29年2月)における記載内容である。